

最高裁秘書第1505号

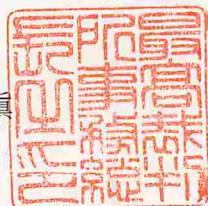
令和3年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和3年3月22日付け（同月24日受付、第021077号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 令和3年3月31日付け府公第85号内閣総理大臣通知「令和2年度公文書等移管計画について」（片面で8枚）
- (2) 平成29年11月21日付け府公第224号内閣総理大臣通知「歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画について」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

府公第85号

令和3年3月31日

最高裁判所長官 殿

内閣総理大臣

令和2年度公文書等移管計画について（通知）

標記について、別紙のとおり決定したので通知します。

つきましては、本移管計画に基づく歴史資料として重要な公文書  
等の移管方よろしくお願ひいたします。

(別紙)

## 令和2年度公文書等移管計画

令和3年3月31日決定

機関名	文書(ファイル数)			広報資料 (件数)	備考
	最高裁判所長官 からの申出分	内閣総理大臣 からの協議分	合計		
最高裁判所	39	1	40	20	

(別紙様式第2)

独立行政法人国立公文書館での保存を適當と認める広報資料

機関名 : 最高裁判所

番号	作成・取得年度等	広報資料名	内容	作成・取得者	種別	管理者	利用制限	備考
1	2017年度	英文「日本の裁判所制度」	日本の司法制度の平易な説明	秘書課長	パンフレット	秘書課長		
2	2019年度	英文「日本の裁判所」	日本の司法制度の平易な説明	秘書課長	パンフレット	秘書課長		
3	2019年度	裁判員制度ナビゲーション 2019年（令和元年）10月改訂版	裁判員制度の紹介	広報課長	広報用冊子	広報課長		
4	2019年度	法廷ガイド 令和元年11月発行	裁判傍聴者用手続解説	広報課長	リーフレット	広報課長		
5	2019年度	裁判所ナビ 令和元年11月発行	裁判制度解説	広報課長	パンフレット	広報課長		
6	2019年度	司法の窓（第85号） 2020年（令和2年）5月発行	裁判所の一般広報	広報課長	広報誌	広報課長		
7	2019年度	検察審査会Q & A（2019年度刊行）	検察審査会制度の説明	刑事局第一課長	パンフレット	刑事局第一課長		
8	2019年度	制度周知パンフレット（表紙が裁判員用法廷で題字が薄紫色のもの）	裁判員制度の紹介	刑事局第一課長	パンフレット	刑事局第一課長		
9	2019年度	「よくわかる！裁判員制度Q & A」（帯が薄紫色のもの）	裁判員制度の紹介	刑事局第一課長	パンフレット	刑事局第一課長		
10	2019年度	リーフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」	犯罪被害者の方のための制度の紹介	刑事局第二課長	リーフレット	刑事局第二課長		
11	2019年度	ごぞんじですか法廷通訳（令和2年版）	法廷通訳の紹介	刑事局第二課長	パンフレット	刑事局第二課長		
12	2015年度	家庭裁判所のあらまし	家庭裁判所の組織や取り扱う事件の説明	家庭局第一課長	パンフレット	家庭局第一課長		
13	2016年度	家庭裁判所のあらまし	家庭裁判所の組織や取り扱う事件の説明	家庭局第一課長	パンフレット	家庭局第一課長		
14	2017年度	家庭裁判所のあらまし	家庭裁判所の組織や取り扱う事件の説明	家庭局第一課長	パンフレット	家庭局第一課長		
15	2018年度	家庭裁判所のあらまし	家庭裁判所の組織や取り扱う事件の説明	家庭局第一課長	パンフレット	家庭局第一課長		
16	2019年度	家庭裁判所のあらまし	家庭裁判所の組織や取り扱う事件の説明	家庭局第一課長	パンフレット	家庭局第一課長		
17	2017年度	少年審判について	少年審判制度について説明したもの	家庭局第一課長	リーフレット	家庭局第一課長		
18	2017年度	少年犯罪によって被害を受けた方へ	少年事件における被害者等に対する配慮制度について説明したもの	家庭局第一課長	リーフレット	家庭局第一課長		
19	2017年度	少年犯罪によって被害を受けた方へ～少年審判の傍聴について～	少年事件における被害者等の審判傍聴制度について説明したもの	家庭局第一課長	リーフレット	家庭局第一課長		
20	2019年	家庭裁判所調査官	家庭裁判所と家庭裁判所調査官についての説明	家庭局第三課長	リーフレット	家庭局第三課長		

(別紙様式第1)

独立行政法人国立公文書館での保存を適當と認めるファイル

機関名 : 最高裁判所

番号	作成・取得 年度等	分類		名称(小分類)	作成・取得者	起算日	保存 期間	媒体の 種別	管理者	該当項目	利用制限	備考
		大分類	中分類									
1	2015年度	(庶務第一) 庶務(事務)	交際	内閣府関係(東日本大震災関係・五周年追悼式等)(平成27年度)	秘書課長	2016年4月1日	5年	紙	秘書課長	ア		
2	2017年度	(審査)庶務(事務)	祝辞等	追悼の辞(東日本大震災関連)(平成29年度)	秘書課長	2018年4月1日	3年	紙	秘書課長	イ		
3	2010年度	統計情報係	条約・法令・通達の制定改廃	裁判統計(平成22年度)	情報政策課長	2011年4月1日	10年	紙	情報政策課長	ア		
4	2010年度	第一課企画調整係	条約・法令・通達の制定改廃	通達・通知(平12)	総務局第一課長	2011年4月1日	10年	紙	総務局第一課長	ア		
5	2010年度	第一課企画調整係	条約・法令・通達の制定改廃	通達・通知(平成22年度)	総務局第一課長	2011年4月1日	10年	紙	総務局第一課長	ア		
6	2015年度	(予算総括係)予算	予算要求	予算要求資料等(平成28年度予算)	経理局主計課長	2016年4月1日	5年	紙	経理局主計課長	イ		
7	2015年度	(予算第四係)決算	決算	決算関係(平成27年度)(平成26年度分)	経理局主計課長	2016年4月1日	5年	紙	経理局主計課長	イ		
8	2015年度	(予算第四係)決算	決算	省庁別財務書類(平成27年度)(平成26年度分)	経理局主計課長	2016年4月1日	5年	紙	経理局主計課長	イ		
9	2010年度	主計課予算総括係	予算	概算要求書(平成23年度分)(平成22年度)	経理局主計課長	2011年4月1日	10年	紙	経理局主計課長	イ		
10	2015年度	(民事訴訟)裁判官会議以外の会議	議事録	医事関係訴訟委員会(平成27年度)	民事局第二課長	2016年4月1日	5年	紙	民事局第二課長	ア		
11	2015年度	(民事訴訟)裁判官会議以外の会議	議事録	建築関係訴訟委員会(平成27年度)	民事局第二課長	2016年4月1日	5年	紙	民事局第二課長	ア		

12	2015年度	(民事訴訟) 協議会の企 画・立案・実 施	議事録	民事事件担当裁判官事 務打合せ（平成27年 度）	民事局第二課長	2016年4月1日	5年	紙	民事局第二課長	ア		
13	2015年度	(民事訴訟) 協議会の企 画・立案・実 施	議事録	民事事件担当裁判官協 議会（平成27年度）	民事局第二課長	2016年4月1日	5年	紙	民事局第二課長	ア		
14	2015年度	(簡易裁判所 民事) 協議会 の企画・立 案・実施	議事録	簡易裁判所民事事件担 当裁判官等事務打合せ 協議結果要旨（平成2 7年度）	民事局第二課長	2016年4月1日	5年	紙	民事局第二課長	ア		
15	2015年度	(簡易裁判所 民事) 刊行事 務等	刊行事務等	リーフレット「初めて 簡易裁判所を利用する方 のために」（平成27年 度）	民事局第二課長	2016年4月1日	5年	紙	民事局第二課長	ウ②		
16	2015年度	(簡易裁判所 民事) 刊行事 務等	刊行事務等	リーフレット「ご存じ ですか？簡易裁判所の 民事訴訟」（平成27年 度）	民事局第二課長	2016年4月1日	5年	紙	民事局第二課長	ウ②		
17	2015年度	(簡易裁判所 民事) 刊行事 務等	刊行事務等	リーフレット「ご存じ ですか？簡易裁判所の 少額訴訟」（平成27年 度）	民事局第二課長	2016年4月1日	5年	紙	民事局第二課長	ウ②		
18	2015年度	(簡易裁判所 民事) 刊行事 務等	刊行事務等	リーフレット「ご存じ ですか？簡易裁判所の 支払督促」（平成27年 度）	民事局第二課長	2016年4月1日	5年	紙	民事局第二課長	ウ②		
19	2015年度	(民事調停) 刊行事務等	刊行事務等	リーフレット「ご存じ ですか？簡易裁判所の 民事調停」（平成27年 度）	民事局第二課長	2016年4月1日	5年	紙	民事局第二課長	ウ②		
20	2015年度	(民事調停) 刊行事務等	刊行事務等	リーフレット「特定調 停の申立てをされる方 のために」（平成27年 度）	民事局第二課長	2016年4月1日	5年	紙	民事局第二課長	ウ②		
21	2015年度	(民事調停) 刊行事務等	刊行事務等	リーフレット「特定調 停の申立てをされる方 のために」（事業を行 っている方のために） （平成27年度）	民事局第二課長	2016年4月1日	5年	紙	民事局第二課長	ウ②		
22	2010年度	第二課民事訴 訟係	外部対応	東日本大震災（平成2 2年度）⑥	民事局第二課長	2011年4月1日	10年	紙	民事局第二課長	ア		
23	1990年度	第二課民事訴 訟係	刊行物事務	条解民事保全規則	民事局第二課長	1991年4月1日	30年	紙	民事局第二課長	ウ①		

24	1990年度	第二課民事訴訟係	刊行物事務	新しい書式による民事判決書集（第1集）	民事局第二課長	1991年4月1日	30年	紙	民事局第二課長	ウ①		
25	1990年度	第二課民事訴訟係	刊行物事務	民事保全規則の概説	民事局第二課長	1991年4月1日	30年	紙	民事局第二課長	ウ①		
26	1990年度	第二課民事訴訟係	刊行物事務	民事保全手続書式集	民事局第二課長	1991年4月1日	30年	紙	民事局第二課長	ウ①		
27	1990年度	第二課民事訴訟係	刊行物事務	民事保全法規新旧対照条文	民事局第二課長	1991年4月1日	30年	紙	民事局第二課長	ウ①		
28	2015年度	(執行手続) 刊行事務等	刊行事務等	リーフレット等（平成27年度）	民事局第三課長	2016年4月1日	5年	紙	民事局第三課長	ウ②		
29	2015年度	(倒産手続) 刊行事務等	刊行事務等	リーフレット等（平成27年度）	民事局第三課長	2016年4月1日	5年	紙	民事局第三課長	ウ②		
30	1990年	第一課企画係	刊行物事務	家庭裁判月報第42巻（1号～12号）	家庭局第一課長	1991年1月1日	30年	紙	家庭局第一課長	ウ①		
31	1990年度	第二課家事資料係	刊行物事務	家事書記官事務の手引	家庭局第二課長	1991年4月1日	30年	紙	家庭局第二課長	ウ①		
32	1990年度	第二課家事資料係	刊行物事務	涉外家事事件執務提要（上）	家庭局第二課長	1991年4月1日	30年	紙	家庭局第二課長	ウ①		
33	2014年度	(資料)刊行(事務)	刊行事務等 (司法研究報告書・司法研修所論集・一般資料)	修習生活へのオリエンテーション（昭和55年4月、同57年4月、同58年4月、同59年4月、同60年4月、同61年4月、同62年4月、同63年4月）	司法研修所企画第二課長	2015年4月1日	6年	紙	司法研修所企画第二課長	ウ①		
34	2014年度	(資料)刊行(事務)	刊行事務等 (司法研究報告書・司法研修所論集・一般資料)	修習生活へのオリエンテーション（平成元年4月、同2年4月、同3年4月、同4年4月、同5年4月、同6年4月、同7年4月、同8年4月、同9年4月、同10年4月、同11年4月、同12年4月、同13年4月、同14年4月、同15年4月、同16年4月、同17年4月）	司法研修所企画第二課長	2015年4月1日	6年	紙	司法研修所企画第二課長	ウ①		
35	2015年度	(資料)刊行(事務)	刊行事務等 (司法研究報告書・司法研修所論集・一般資料)	司法研修所論集（第125号）（平成27年度）	司法研修所企画第二課長	2016年4月1日	5年	紙	司法研修所企画第二課長	ウ②		

36	1988年度	資料課資料係	刊行物事務	司法研究報告書（昭和63年度）（第37輯2号）	司法研修所企画第二課長	1989年4月1日	32年	紙	司法研修所企画第二課長	ウ①		
37	1990年度	資料課資料係	刊行物事務	司法研究報告書（平成02年度）（第42輯1号）	司法研修所企画第二課長	1991年4月1日	30年	紙	司法研修所企画第二課長	ウ①		
38	1990年度	資料課資料係	刊行物事務	司法研修所論集（平成02年度）（第83号）	司法研修所企画第二課長	1991年4月1日	30年	紙	司法研修所企画第二課長	ウ①		
39	1990年度	資料課資料係	刊行物事務	司法研修所論集（平成02年度）（第84号）	司法研修所企画第二課長	1991年4月1日	30年	紙	司法研修所企画第二課長	ウ①		

(別紙様式)

移管可能な司法行政文書

機関名：最高裁判所

番号	作成・取得 年度等	分類		名称（小分類）	作成・取得者	起算日	保存 期間	媒体の 種別	管理者	利用制限	備考
		大分類	中分類								
40	2010年度	監査課法規係	その他	裁決等（平成22年度）	経理局監査課長	2011年4月1日	10年	紙	経理局監査課長	イ	

（記載要領）

- 1 大分類、中分類、小分類、標準ファイル名及びファイル名に分類されたファイル（以下「5分類ファイル」という。）の場合は、「分類」の「大分類」欄に5分類ファイルの中分類を、「分類」の「中分類」欄に5分類ファイルの小分類を、「名称（小分類）」欄に5分類ファイルのファイル名を、それぞれ記載する。
- 2 「番号」欄には、全体の通し番号を記入し、最終的な全ファイル数が分かるようにする。
- 3 「作成・取得年度等」欄には、ファイルの作成日の属する年度（暦年で管理しているものについては、暦年）を西暦で記載する。
- 4 「名称（小分類）」欄には、ファイル管理簿に登載されているファイル名を記載する。
- 5 「作成・取得者」欄には、ファイルの作成日における文書管理者の官職名を「〇〇局〇〇課長」等と記載する。
- 6 「起算日」欄には、ファイルの保存期間の始期である年月日を西暦で記載する。
- 7 「保存期間」欄には、ファイルに設定された保存期間を記載する。  
なお、ファイルの保存期間を延長した場合には、最初に設定した保存期間及び延長した保存期間を通算した期間を記載する。
- 8 「管理者」欄には、ファイルの保存期間満了時において当該ファイルを管理している文書管理者の官職名を「〇〇局〇〇課長」等と記載する。
- 9 「利用制限」欄には、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第16条第1項第1号に掲げる情報に相当する情報が記載されている司法行政文書がつづられているファイルについて、当該情報が次に掲げる(1)から(4)までのいずれに該当するかに応じ、それそれに定める同号イからニまでの条項を記載する。
  - (1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報 イ
  - (2) 情報公開法第5条第2号又は第6号イ若しくはホに掲げる情報 ロ
  - (3) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると最高裁判所長官が認めることにつき相当の理由がある情報 ハ
  - (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると最高裁判所長官が認めることにつき相当の理由がある情報 ニ

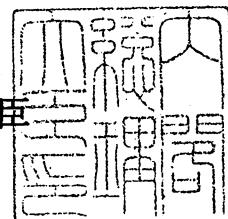


府公第224号

平成29年11月21日

最高裁判所長官 殿

内閣総理大臣



歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画について（通知）

標記について、別紙のとおり決定したので通知します。



(別紙)

## 歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画

平成29年11月21日

内閣総理大臣決定

歴史資料として重要な公文書等として、平成30年度から平成34年度までに、裁判所から内閣総理大臣に移管する裁判文書は、下記のとおりとする。

### 記

#### 1 年度別の移管対象裁判所

別表のとおり

#### 2 移管する裁判文書

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成21年8月5日内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ）の実施について」（平成25年6月14日内閣府大臣官房長・最高裁判所事務総局秘書課長・同総務局長申合せ。以下「官房長・秘書課長・総務局長申合せ」という。）1(2)に定める裁判文書のうち、次のいずれかに該当する裁判文書であって、官房長・秘書課長・総務局長申合せ1(3)に該当しないもの

- (1) 官房長・秘書課長・総務局長申合せ1(2)アに掲げる民事事件の判決の原本及びその附属書類の編冊であって、保存終了の日（編冊中の事件書類の保存期間満了日のうち最後の日をいう。）が平成29年12月31日以前のもの
- (2) 官房長・秘書課長・総務局長申合せ1(2)イに掲げる事件記録及び事件書類であって、保存の始期が昭和42年12月31日以前のもの
- (3) 官房長・秘書課長・総務局長申合せ1(2)ウに掲げる帳簿及び諸票のうち、官房長・秘書課長・総務局長申合せ1(1)アに定める民事事件の事件簿（これと同種のものを含む。）であって、保存終了の日が平成29年12月31日以前のもの

(別表)

年 度	移管対象裁判所（保存裁判所）
平成 30 年度	最高裁判所 名古屋高等裁判所並びに名古屋高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所
平成 31 年度	広島高等裁判所並びに広島高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所 仙台高等裁判所並びに仙台高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所
平成 32 年度	福岡高等裁判所並びに福岡高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所 札幌高等裁判所並びに札幌高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所
平成 33 年度	大阪高等裁判所並びに大阪高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所 高松高等裁判所並びに高松高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所
平成 34 年度	東京高等裁判所並びに東京高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所